一〇五六　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第一号等の規定に基づき国土交通大臣が定める要件　二九　233　五
一〇五七　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第二号等の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件　二九　233　五
一〇五八　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十条第四号の規定に基づき登録資格者講習に用いる教材の内容として国土交通大臣が定める事項を定める件　二九　233　五
一〇五九　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第二十二条第二号等の規定に基づき国土交通大臣が定める事項を定める件　二九　233　六
一〇六〇　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第二十三条第一項及び第二項の規定に基づき国土交通大臣が定める額を定める件　二九　233　六
一〇六一　地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準の一部を改正する件　二九　233　六
一〇六二　建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準　二九　233　七
一〇六三　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十五条第一項第三号の規定に基づき国土交通大臣が定めるものを定める件　二九　233　七
一〇六四　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第三十三条第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき国土交通大臣が定める書類を定める件　二九　233　七
一〇六五　建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条に規定する耐震改修支援センターの指定の基準に関する詳細を定める件の一部を改正する件　二九　233　七
一〇六六　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第二条第一項第一号の規定に基づき国土交通大臣が定める危険物及び国土交通大臣が定める距離を定める件　二九　233　七
一〇六七―一〇六八　砂防法第二条の土地を指定する件　二九　233　七
一〇六九　平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件　三〇　五
一〇七〇　成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件　三一　235　五
一〇七一　旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示の一部を改正する件　三一　235　五

○気　象　庁

一一　東京ボルメット無線電話通報規則の一部を改正する件　一七　八

○海上保安庁

一八〇　海上保安庁所属通信所における無線電話による地方海上警報の放送の実施の一部を改正する告示　一七　八
一八一―一八七　航路標識に関する件　三　七
一八八―一八九　〃　四　六
一九〇　〃　九　八
一九一―一九二　〃　一〇　八
一九三　水路測量の実施に関する件　一〇　八
一九四　指定海上防災機関から名称及び住所並びに海上防災業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった件　一一　八
一九五　水路測量の実施に関する件　一八　六
一九六―一九八　航路標識に関する件　二一　五
一九九　水路測量の実施に関する件　二二　四
二〇〇　〃　二五　六

○環　境　省

九四　水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　二一　六
九五　水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件　二一　六
九六　白神山地鳥獣保護区を更新した件　三一　六
九七　森吉山鳥獣保護区を更新した件　三一　六
九八　森吉山・太平湖特別保護地区を指定した件　三一　六
九九　和白干潟・多々良川河口鳥獣保護区を指定した件　三一　七
一〇〇　男女群島鳥獣保護区を更新した件　三一　七
一〇一　男女群島特別保護地区を指定した件　三一　七
一〇二　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件　三一　八
一〇三　福島県双葉郡**檜**葉町の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件　三一　235　五

○防　衛　省

一八六　アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件　一　七
一八七―一八八　海上における射撃訓練を実施する件　七　六
一八九―一九一　海上における射撃訓練等を実施する件　七　六
一九二―一九五　海上における空対空射撃訓練を実施する件　一八　七
一九六　海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件　一八　七
一九七　海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一八　八
一九八　海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件　一八　八